

新型コロナウイルス感染症対策関係 第2次補正予算（案）
（労働保険特別会計労災勘定）

1 社会復帰促進等事業関係

- (1) 働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）の増額

【3.2億円→6.8億円 +3.6億円】

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇制度を就業規則に整備する中小企業事業主に対し助成する。

- (2) 働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の増額等

【7億円→40億円 +33億円】

新型コロナウイルス感染症対策として、新規でテレワークの導入に取り組む中小企業事業主に対しテレワーク用通信機器の導入等に係る経費を助成する。

- (3) 外国人労働者に対する相談支援体制の強化

【6.6億円→7.7億円 +1.1億円】

新型コロナウイルス感染症の経済、雇用情勢への影響による外国人労働者からの相談の増加に対応するため、労働局・監督署に設置している外国人労働者相談コーナーに相談員を増員する等、体制を強化する。

- (4) 障害者職業能力開発校のオンライン訓練実施に必要な整備経費

【+3.3億円】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、障害者職業能力開発校においてデジタル技術を活用したオンライン訓練を推進する。

2 事務費関係

- (1) 働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の審査体制の強化

【+0.5億円】

新型コロナウイルス感染症対策として実施する上記の働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の審査に対応するため、新規定員（11人）を配置し、審査体制の強化を図る。

- (2) 労働保険料特例猶予等に伴う相談体制の強化

【+0.8億円】

年度更新申告書や労働保険料の納付に係る特例猶予の申請等に関する相談需要に対応するため、臨時労働保険指導員（相談員）を増員して労働局・監督署における相談体制を強化する。

働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）（拡充）

令和2年度第二次補正予算案 3.6億円

令和2年4月7日の緊急事態宣言の発出及び同年5月4日に発表された同宣言の5月31日までの延長に伴い、引き続き、病気休暇等の特別休暇制度の整備に向けた支援が必要であることから、追加の予算措置を行うこととする。

【助成概要】

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇制度を就業規則に整備する中小企業事業主に対し助成

※令和2年2月17日以降に行った取組については、交付決定を行う前であっても、特例として助成の対象とする。前年度（令和元年度）の取組に対しても令和2年度の助成の対象となる。

【助成対象】

就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等 労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費

【助成率】

費用の3/4を助成

※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

【事業実施期間】

<改正前> 令和2年2月17日～令和2年5月31日まで

<改正後> 令和2年2月17日～令和2年7月31日まで

【上限額】

上限額 50万円

働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース） テレワーク相談センター事業

令和2年度2次補正予算案 33億円【労災勘定】

令和2年度予算額 0.5億円

令和2年度1次補正予算額 1.7億円

○働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）

①対象事業主	○新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主
②支給対象	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 ・労務管理担当者による研修 ・労働者に対する研修、周知・啓発 ・外部専門家（社労士等）による導入のためのコンサルティング
③要件	○事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること
④交付申請期間	○募集の日から令和2年7月31日まで （令和2年4月7日から、交付決定後2か月を経過した日までの取組が助成対象）
⑤支給額	補助率：1／2 1企業当たりの上限額：100万円

○テレワーク相談センター事業ほか助成金の迅速な支給のための必要な体制整備

・働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の迅速な支給のための体制整備を図る。

外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制等の充実

令和2年度第二次補正予算案：1.1億円

【事業内容】

新型コロナウイルス感染症の経済、雇用情勢への影響により、外国人労働者による相談需要の増加に対応するため、都道府県労働局等に設置している外国人労働者相談コーナー及び外国人労働者向け相談ダイヤルの体制強化を図るとともに、平日夜間及び土日に電話相談を行う労働条件相談ほっとラインの拡充を行うことで、効果的な相談対応を行う。

外国人労働者相談コーナー

- 都道府県労働局及び労働基準監督署に設置
- 13言語の母国語に対応（※）

【拡充内容】

外国人労働者労働条件相談員の増員

外国人労働者相談ダイヤル

- 全国どこからでも相談が可能
左記の「外国人労働条件相談コーナー」の相談窓口
にダイレクトに接続
- 13言語の母国語に対応した電話番号を設定（※）

【拡充内容】

相談ダイヤルの回線の増設

労働条件相談ほっとライン

- 【フリーダイヤル】0120-811-610（はい！ろうどう）
- 平日夜間・土日の電話相談に無料に対応
- 13言語の母国語に対応した電話番号を設定（※）

【拡充内容】

通訳の増員

労働条件相談ほっとラインコールセンター（委託事業）

○自分の労働条件は、労働基準法などに違反しているのではないか？

○労働基準法などの規定の意味は？

○労働基準法などの法令以外に関する質問

問題解決の方法や管轄の労働基準監督署を紹介

規定の解釈等について丁寧に説明

総合労働相談コーナーなどの相談機関を紹介

相談をされた方が労基署への情報提供を希望した場合

情報提供

管轄の都道府県労働局・労働基準監督署

受付時間：平日 17時～22時
土日祝日 9時～21時

※年末年始（12月29日～1月3日まで）は除く。

（※）13言語に対応

英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語、モンゴル語

オンライン訓練の推進（施設内訓練）

令和2年度第二次補正予算案 24億円
うち労働保険特別会計労災勘定 3.3億円
うち労働保険特別会計雇用勘定 20.2億円

背景・課題

緊急事態宣言を踏まえ、多くの公共職業能力開発施設等で休校措置を講じていたところであるが、今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、いわゆる「新しい生活様式」への移行が必要とされていることから、デジタル技術を活用したオンライン訓練を積極的に推進し、通所せずに訓練を受けられる環境の構築を進めて行くことが必要となっている。

事業概要

公共職業能力開発施設等において、オンラインの手法を活用して訓練を実施するため、設置主体において必要な機材等の整備を行う。（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構においては運営費交付金等を、都道府県においては職業能力開発校設備整備費等補助金等を活用する。）

施設	主な職業訓練の種類	設置主体
職業能力開発校	・中卒・高卒者等、離職者及び在職者に対する職業訓練を実施	都道府県
職業能力開発短期大学校	・高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程）	都道府県、機構（※1）
職業能力開発大学校	・高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程） ・専門課程修了者等に対する高度で専門的かつ応用的な職業訓練を実施（応用課程）	機構
職業能力開発促進センター	・離職者及び在職者に対する短期間の職業訓練を実施	機構
障害者職業能力開発校	・障害者の能力、適性等に応じた職業訓練を実施	都道府県、国（※2）
職業能力開発総合大学校	・職業訓練を担当する指導員の養成、職業能力の開発及び高度な職業訓練を総合的に実施	機構

※1 「機構」と記載してあるのは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のことを言う。

※2 国が設置した障害者職業能力開発校は、その運営を、機構及び都道府県に委託している。

労働保険料の猶予等に係る事業主等からの問い合わせ に対する相談体制の強化

令和2年度第二次補正予算案 2.7億円(うち労災勘定負担0.8億円)

- 労働保険料等については、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置が事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、事業主等からの申請に基づき、その納期限から1年以内の期間に限り猶予するとともに、年度更新の期間について6月1日から8月31日までの3月間に延長したところであり、事業主等からの問い合わせに対して、迅速かつ丁寧に対応する必要がある。
- また、雇用調整助成金の申請件数が著しく増大が見込まれるところ、雇用調整助成金の申請の前提条件として必要となる労働保険関係の成立を遅滞させている事業主が一定数存在していることから、労働保険関係の成立手続を行っている各労働局及び労働基準監督署への問い合わせが増加しており、当面の間、当該問い合わせ件数についても高い水準で推移すると見込まれる。
- 以上のことから、特に問い合わせが集中すると予想される年度更新期間を中心に、臨時労働保険指導員を増員することにより、労働局及び監督署における相談体制を強化し、事業主等の不安の解消・負担の軽減を図ることとする。

○労働保険適用事業主
○労働保険事務組合

問い合わせ・相談

- ・労働保険料等の猶予に関する相談対応等
- ・年度更新申告書の相談対応等
- ・労働保険関係の成立に関する相談対応等



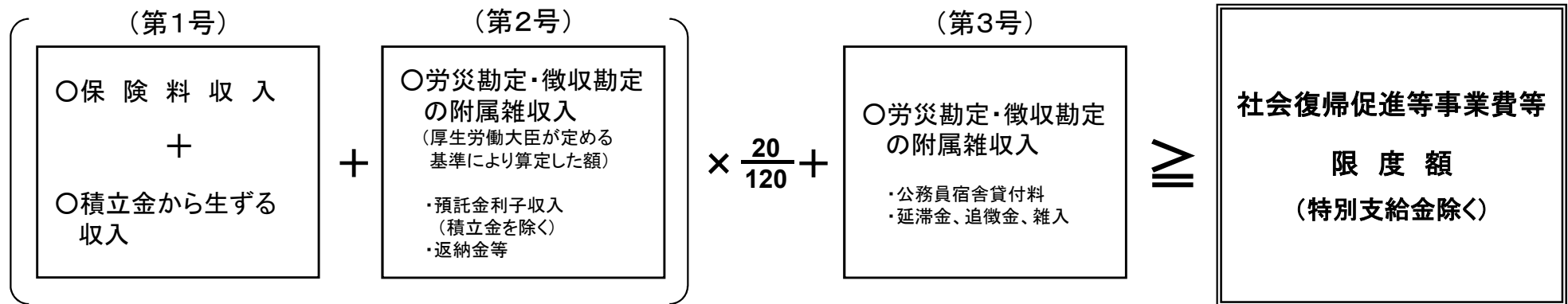
労働局・労働基準監督署

**臨時労働保険指導員
の配置(増員)**

配置: 47都道府県労働局・労働基準監督署
期間: 年度更新期間を含む6月間(6~11月)
臨時労働保険指導員: 25,727人日

社会復帰促進等事業等に要する費用について

○社会復帰促進等事業及び事務費に充てるべき限度額(労働者災害補償保険法施行規則第43条)



○社会復帰促進等事業費等の推移

(単位:百万円)

労災保険料平均料率	第1号			第2号			第3号			社会復帰促進等事業費等限度額	社会復帰促進等事業費等所要額	限度額に対する所要額の割合(%)	
	保険料収入	積立金から生ずる収入	計	預託金利子収入	返納金等	計	公務員宿舍貸付料	延滞金追徴金雑入	計				
4.5/ 1,000	令和元年度予算額	875,366	121,438	996,804	5	15,155	15,160	38	5,023	5,061	173,722	160,147	92.19
	令和2年度当初予算額	907,231	112,096	1,019,327	0	14,628	14,628	36	4,898	4,934	177,260	165,012	93.09
	令和2年度1次補正後予算額	907,231	112,096	1,019,327	0	14,628	14,628	36	4,898	4,934	177,260	169,187	95.45
	令和2年度2次補正後予算額(案)	907,231	112,096	1,019,327	0	14,628	14,628	36	4,898	4,934	177,260	173,425	97.84

社会復帰促進等事業費(労災保険法第29条各号別)の予算額等の推移(過去5年間)

(単位:億円)

	平成 28 年 度		平成 29 年 度		平成 30 年 度		令和 元 年 度	令和2年度		
	予 算 現 額	決 算 額	予 算 現 額	決 算 額	予 算 現 額	決 算 額	予 算 額	当 初 予 算 額	1次補正後予算額	2次補正後予算額 (案)
I 社会復帰促進事業	249	237	265	237	232	216	229	243	243	247
II 被災労働者等援護事業	94	78	103	94	104	102	88	85	85	85
III 安全衛生確保等事業	325	292	348	311	430	345	537	567	608	645
計	668	607	715	642	766	662	854	896	936	977

※1 (独)労働者健康安全機構(旧労働者健康福祉機構)への交付金については、I に含めて計上している。

※2 特別支給金は含んでいない。なお、計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

※3 労働者災害補償保険法(抄)

第29条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者(次号において「被災労働者」という。)の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
 - 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
 - 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業
2. 3(略)